

苫小牧市発注工事における主任技術者及び監理技術者の兼任等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市の発注工事における主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）の兼任及び専任を要しない期間の取扱い等について、必要な事項を定める。

(兼任を認める工事)

第2条 建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任を要する主任技術者が建設工事を兼任して管理することができるのは、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。ただし監理技術者には適用しない。

- (1) 本市発注の工事であること。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
- (3) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

2 建設業法第26条第3項第1号の規定に基づき、同一の専任を要する主任技術者又は監理技術者が建設工事を兼任して管理することができるのは、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。

- (1) 本市発注の工事であること。
- (2) 各工事の請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
なお、工事の途中で請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合は、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (4) 当該建設工事に配置される主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に配置すること。
- (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

3 建設業法第26条第3項第2号の規定を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」と

いう。)が建設工事を兼任して管理することができるのは、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。ただし主任技術者には適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した工事であること。
- (2) 工事場所が苫小牧市内であること。
- (3) 監理技術者の職務を補佐する者(監理技術者補佐)を専任で配置すること。
- (4) 専任特例2号を配置不可とする工事でないこと。

(兼任の手続き)

第3条 苫小牧市が発注する一般競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者が、苫小牧市発注の他の工事に配置している専任を要する配置技術者を兼任させようとする場合は、入札参加申請書類の提出時に配置技術者兼任届(様式1)の写しを財政部行財政改革推進室に提出するものとする。なお、同日に執行する入札の2件において配置技術者の兼任をしようとする場合は、それぞれの申請書類にあわせて提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、主任技術者の専任を要しない苫小牧市が発注する工事において配置技術者の専任を要する工事と兼任する場合に準用するものとする。
- 3 専任特例2号が兼任しようとする工事の発注者が、本市以外の場合は第1項の規定によらず、兼任する工事名、発注者名、工事場所が明示された書類を提出するものとする。

(兼任の解除)

第4条 市長は、兼任を認めた工事において施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除するものとする。

(専任を要しない期間)

第5条 次の各号のいずれかに該当する期間には、配置技術者は現場への専任を要しないものとする。ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書又は打合せ記録簿等の書面によりあらかじめ明確になっていなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間(検査日含む)も専任を要しない)。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 苦小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領及び苦小牧市発注工事における特例監理技術者に関する事務取扱要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式1

配置技術者兼任届

令和 年 月 日

苦小牧市長 様

住 所
名 称
代表者

配置技術者 _____ を兼任させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼任が続行できないと判断された場合には、兼任を取りやめます。

工事1 現在、従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
役 割	主任技術者 / 監理技術者
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事2 上記技術者が、これから兼任しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
役 割	主任技術者 / 監理技術者
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事1	決裁年月日	課長 係長 係
工事2	決裁年月日	課長 係長 係

工事検査課 確認欄	
--------------	--